

公益財団法人愛媛県消防協会評議員並びに役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県消防協会定款（以下「定款」という。）第13条の規定に基づく評議員に対する報酬の支給基準について、及び定款第28条の規定に基づく理事及び監事に対する報酬の総額及び報酬の支給基準について定めるものとする。

(評議員及び役員の報酬)

第2条 評議員又は役員が事業等に従事したときは、謝金として別表に掲げる総額の範囲内において報酬を支給する。

(報酬の支給)

第3条 前条に規定する報酬は、出席の都度通貨で支給する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

この規程は、公益財団法人愛媛県消防協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

評議員及び役員の報酬

業務等の種類	単年度の報酬の総額	一人1回ごとの報酬額
評 議 員 会	500,000円	2,200円
理 事 会	250,000円	2,200円
監 事 会	50,000円	2,200円